

# 《重要なお知らせ》

令和3年6月10日

保護者各位

佐賀県立鹿島高等学校長

令和3年7月分～令和4年6月分授業料にかかる

就学支援金の手続きについて

令和3年7月～令和4年6月分の就学支援金申請手続きを受け付けます。  
申請チェックリストに必要な書類を添えて提出期限までにご提出をお願いします。

提出期限：7月2日（金）締切 提出先：学校事務室

## 就学支援金〈返還不要〉とは

受給認定を受けた方は、授業料月額9,900円を納める必要はありません。  
生徒保護者に代わって学校が就学支援金を受け取り、授業料に充当します。

受給要件に該当しない方、及び申請をしなかった方は、授業料をご負担いただくこととなります。

## 受給資格

令和2年7月より認定基準  
が変更になっています。

次のどちらにも該当する必要があります。

- (1) 市町村民税の課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から調整控除額を控除した額が30万4200円未満の世帯(保護者合算)(年収目安910万円)  
※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。
- (2) 高等学校に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制:48月)を超えない生徒(休学期間は含みません)

## 申請手続

申請する場合は、上記に併せて裏面の『必要書類』をご提出ください。  
ご連絡がないまま未提出の場合は、申請されるまでの授業料のご負担が発生する場合があります。

裏面へつづく⇒

また、今年度から、申請書の提出に代えて、パソコンやスマートフォンからインターネット上での申請登録を実施します。別紙『ログインID通知書』を配布しておりますので、マニュアルを参考に登録してください。

＜必要書類＞

ア. 申請書の代わりにインターネット上で申請登録

イ. 個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

※個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等を貼付または添付のうえ提出してください。

＜生活保護法による「生活扶助」を受けている場合のみ＞

ウ. 令和3年1月1日現在の生活保護受給証明書

＜必要書類について＞

すでにイの書類を提出し、6月現在認定されている場合は、県が個人番号を用いて、保護者等の課税地から令和3年度分(令和2年收入分)の税情報を取得しますので、申請手続きは不要になります。ただし、転居などにより令和2年1月1日から令和3年1月1日現在の課税地に変更がある方は学校までご連絡ください。また、確定申告をしていないと税情報が取得できないため課税証明書の提出を求めることがあります。

＜参考：マイナポータルの活用について＞

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用すると、ご自身の税情報を確認することができます。

※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。



**審査結果**

8月上旬までにお知らせする予定です。

なお、審査結果によっては、授業料のご負担が発生する場合があります。

授業料や就学支援金などでわからないことは、  
事務室へお問い合わせください。

佐賀県立鹿島高等学校 赤門学舎事務室 TEL：0954-62-4136  
大手門学舎事務室 TEL：0954-63-3126